

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	曾根 (曾根町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

曾根地区は経営面積の平均が1.5haの農家40戸程で構成されていたが、近年離農が進み、現在では15戸程に減少し、後継者も少なく農地の受け入れが難しくなっている。集落営農の再構築も考えられたが、個人負担が大きく、立ち消えた経緯があり、今後どのような形で農地を保全、発展させていくのか町ぐるみでの指針が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(2024年)現在では米生産個人農家は8戸程に減少し今後増加する見込みも少ないと思われるが、家族経営による果樹や野菜、園芸作物などを担う農家もあり、各経営体が基盤を強化し発展させていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	62.4 ha ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地を集約し、安定した経営が望めるよう、所有者は『農地中間管理機構』を活用していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業組合長と農家が協議し、活用をしていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在は曽根町としては特に取組みなし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在は各農家とも現状維持で納得している。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA湖東の委託や支援を農業組合長が中心に取り組んでいる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				